

表2 アパレル、スポーツ用品等分野の大手SPA小売業の生産拠点

	INDITEX	H&M				GAP	ADIDAS				NIKE		
		合計	MFG	PROC	1 秀 1 工場		合計	APP	FOOT	ACC 等			
生産国数	20	39	39	21	13	28	52	47	13	30	41		
工場数	717	4047	2475	1572	302	776	682	391	124	167	540		
北東アジア	JAPAN CHINA KOREA, S Taiwan	190 3	1128 8	668 5	460 3	172 1	209 17	129 69	53 53	33 4	29 11	104 15	
ASEAN	CAMBODIA INDONESIA MYANMAR MALAYSIA PHILIPPINES THAILAND VIET NAM	5	99 188 103	61 114 61	38 74 42	9 2	47 63 1	20 48 6	17 25 2	2 12 4	1 11 1	10 40 8	
南アジア	BANGRADESH INDIA PAKISTAN SRI LANKA	99 47 6 1	895 402 68 22	422 253 44 20	473 149 24 2	31 20 5	48 106 12 43	4 32 17 3	4 11 9 3	17 4 8	13 4 8 17	1 7 6 17	
中南米	MEXICO COSTA RICA DOMINICA Rep EL SALVADOR GUATEMALA HONDURAS HAITI NICARAGA ARGENTINE BRAZIL CHILE COLOMBIA ECUADOR												
中近東・アフリカ	TURKEY JORDAN ISRAEL EGYPT ETIOPIA KEYNYA LESOTHO Madagascar Mauritius MOROCCO RWANDA S AFRICA TUNISIA UGANDA	185 3	489 20 6	286 18 3	203 2 3	43	4 9	14 2 1	11 2 1		3	5 3 1	5
北米	CANADA USA		8	8			3	6 47	5 34	1 1	12 39	3 39	
西欧地域	BELGIUM FRANCE GERMANY LUXEMBURG NETHERLANDS U.K.	4 1	32 18 2 2 2	24 18 2 2 2	8 4			2 11 5	1 5 1		5 5	1 1	
北欧地域	DENMARK FINLAND SWEDEN ESTONIA LITHUANIA		4 8 32 2 6	4 8 28 2 6									
南欧地域	GREECE ITALY PORTUGAL SPAIN	44 67 6	182 100 6	144 89 6	38 11	7 2	1 7	11 5 7	7 3 5	2 1 2	2 1	13 2	
東欧地域・ロシア	BULGARIA CZECH Rep. HUNGARY POLAND ROMANIA BOSNIA CROATIA GEORGIA MORDOVA SLOVENIA UKRAINE RUSSIA	2 1 2	20 8 6 14 48	18 8 6 14 35	2 4			1 2 1		1	1 1 2 4	1 1 1 1 1 1 3	

注：H&M社のMFGは、“Manufacturing Factories”、PROCは“Processing Factories”

TIER2は、FAVRIC and YARN and Tanneriesの工場数を示す。

ADIDAS社のAPPはアパレル (Apparel)、FOOTは履物類 (Footwear)、ACC等は付属品 (Accessories) 等を示す。

中国を組み込んだ現在のサプライチェーンは、多くの最近の事例から次の変化をもたらすと整理することができる。

1) 加速化する“China+ α ”型投資

中国以外の地域での生産強化を図る“China+ α ”型投資が加速化する。対米輸出の最終拠点に位置付け中国に立地する企業は、東アジアのサプライチェーンを見直し、“China+1”の進出先としてベトナムなどの拠点を活用し製品供給のバックアップ態勢を強化する。例えば、Apple製品を中国で組立る台湾のEMS企業が、インド、インドネシア、ベトナム等への進出を加速化していくに違いない。それに伴ない最終組立拠点に納入してきた部品、素材等の事業所も移転する結果をもたらしていく。

2) より低コスト生産をめざした脱『中国』型投資の増加

労働集約型の生産で欧米市場の輸出を行ってきた事業所などは、米中経済関係に進展に関係なく、中国での賃金上昇、労働力不足から経営環境の悪化は確実である。このため、『脱中国』型生産拠点の方法を採る。すでに、アパレル、日用品、スポーツ用品等の生活関連分野の生産拠点は、中国から他の国々に重点が移っている。進出先に、再びASEAN諸国等を選ぶ例や、エチオピアなどのアフリカ諸国を選ぶ例が目立つ。中国はサプライチェーンの重要拠点であっても、「唯一」・「絶対的」な存在ではない。中国依存での成長が期待できそうな事業所は、早期の撤退の決断をすることになる。

3) 生き残りを賭けた中国市場向けの『現地化』の促進

中国での一層の『現地化』を進める選択をとる。中国市場に依存し中国での販売が大きい場合には、有力な選択肢になる。14億人の人口を持つ巨大な消費市場を相手にすることは、中国に立地する外資系企業にとって新たな技術競争分野での中国の利益と一致する。EVの開発拠点の拡充などで自動車分野での動きは明確である。

米中対立が緩和に向かう場合であっても解決するのではなく、長期間続く

可能性が高い。中国を中心とするグローバル・サプライチェーンの転換は、米中対立の行方をみながら、着実に時には加速的に進められていくと推測している。

注

- 1 【大統領令とEntity List】 Entity LIST (EL) の詳細は、CFR (Code of Federal Register のTitle15, Part744項)、または最新の米国官報を参照。
ELに掲載されている中国企業は多い。ELの指定を解除するために司法省との間で協議を行うことができる。禁止の根拠は国防授權法 (NDAA) 889条である (Sec.889 Prohibition on certain telecommunications and video surveillance services or equipment)。
ただし、Huaweiは2019国防授權法889条の根拠となるサイバーセキュリティ条項は根拠がなく合衆国憲法に違反するとして、訴訟を起こしている (2019.3.19)。
なお、EARの適用範囲はCommerce Control List (CCL) を参照。
- 2 【Huaweiに対する輸出規制措置】 大阪でのG20会合時に行われた米中首脳会談の結果、Huawei向け出荷の規制の緩和で合意している。ただし、国家安全保障に関わらない汎用品について、特別許可による適用に留まり、ELの解除はしない方針である。具体的な指針、基準等が明らかにされているかどうかは不明。
- 3 【NDAA】 2019国防授權法 (NDAA) は、FIRMA法、ECRA法の名称を、タイトルとして明記し、規定しているTITLE XVII (REVIEW OF FOREIGN INVESTMENT AND EXPORT CONTROLS) のSubtitle A、Subtitle B。
Subtitle A: Committee on Foreign Investment in the United States (Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018 (Sec.1701. ~ 1728.)
Subtitle B: Export Control Reform Act of 2018 (Sec. 1751-1793)
- 4 【各社の記述】 本稿における各社の状況等の記述は、主として各社のホームページ等の公表資料を参考に行っている。中国企業の状況は英語版をもとにし、一部に報道資料を使用している。

参考資料等

- 1 DOC BIS
<https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/commerce-control-list-cl>
- 2 Suppliers List各社のホームページ掲載の2019年5月掲載のデータを使用した。